



高松環状道路(福岡町～檀紙町) 環境影響評価方法書の あらまし

令和8年4月

 香川県

目次	① 事業概要	2
	② 環境影響評価方法書の手続きとは	6
	③ 高松環状道路(福岡町～檀紙町) 環境影響評価方法書の概要	9
	④ 方法書の縦覧及び意見書の提出	12

1 事業概要

◆はじめに

高松環状道路は、高松市内を環状に結ぶ延長約40kmの道路です。対象地域である福岡町～檀紙町は、高松環状道路の一部で延長約10kmの区間であり、高松市の北西部及び沿岸部に位置します。

高松市福岡町と檀紙町を結ぶ延長約10kmの区間について、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために必要な都市施設として都市計画を定めるにあたり、都市計画の手続きとあわせて環境影響評価の手続きを行います。

この「あらし」は、「環境影響評価において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのか」という内容を記載した「環境影響評価方法書」（以下、方法書）の概要を示したものです。

◆都市計画対象道路事業の目的

都市計画対象道路事業の対象地域である福岡町～檀紙町では、信号が連坦し、主要渋滞箇所が多く存在する等、道路のサービス水準が低いため、慢性的な渋滞が発生しており、物流拠点、防災拠点、観光施設等へのアクセス性が悪く円滑な防災活動や救援活動、産業活動や観光振興の妨げになっています。

また、渋滞に伴って中央通り（高松玉藻交差点～栗林公園前交差点）では追突事故が多数発生しているのに加え、歩行者、自転車の利用が多く歩行者と車両の接触事故の危険性も高い地域となっています。

以上の、渋滞、事故、産業、観光、災害に係る課題を解決するために、本事業では「1.渋滞緩和や交通事故の削減」「2.道路空間の適切な機能分担」「3.産業振興の支援」「4.交流・人流の促進」「5.平時・災害時でも「安心・安全」な通行の確保」の5つの政策目標を設定し、道路整備による対策案を検討しています。

本事業における政策目標

渋滞

1. 渋滞緩和や交通事故の削減

- ・渋滞の緩和
- ・安全性の向上による交通事故の削減

事故

2. 道路空間の適切な機能分担

- ・中央通り等の交通量転換
- ・歩行者・自転車利用者が快適な空間の確保
- ・まちづくりとの整合

産業

3. 産業振興の支援

- ・高速道路・物流拠点間の定時性・速達性の向上
- ・市場関連交通の円滑化

観光

4. 交流・人流の促進

- ・高速道路・市中心部間の定時性・速達性の向上
- ・空港・市中心部間の定時性・速達性の向上
- ・路線バスの定時性の向上

災害

5. 平時・災害時でも「安心・安全」な通行の確保

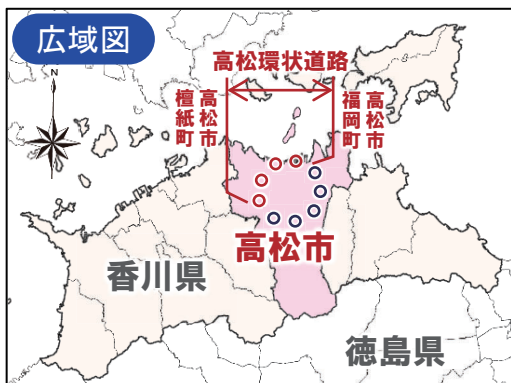
- ・救急搬送時の速達性の向上
- ・代替路の確保と防災拠点へのアクセス性の向上

●都市計画対象道路事業の位置

位置図



第4回四国地方小委員会資料を加工して作成



凡例	
高速自動車道	(4車以上) (2車)
直轄国道	(4車以上) (2車)
補助国道	(4車以上) (2車)
主な県道・市道	(事業中) (4車以上) (2車)

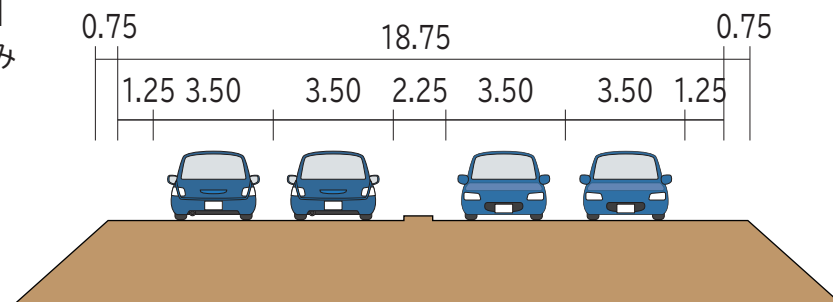
	JR
	ことでん
	香川県庁
	高松市役所

◆都市計画対象道路事業の内容

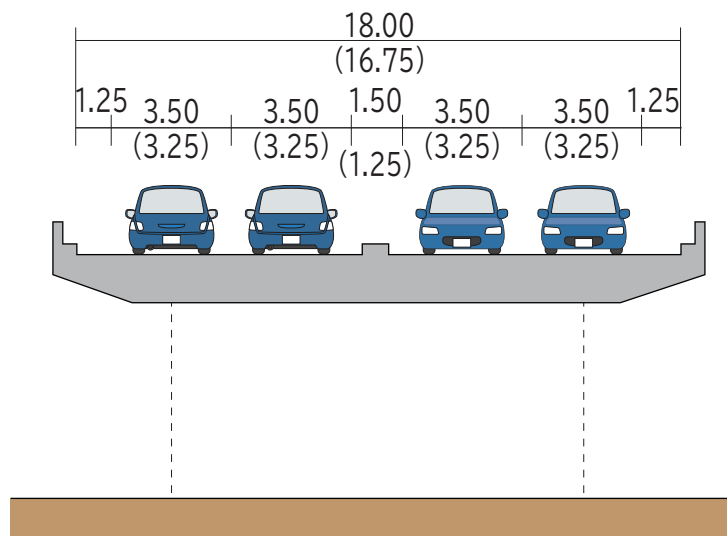
都市計画対象道路事業の名称	高松環状道路（福岡町～檀紙町）
都市計画決定権者の名称	香川県 代表者の氏名：香川県知事 池田 豊人 都市計画決定権者の住所：〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号
事業の種類	高速自動車国道又は、一般国道の新設もしくは改築
事業の区間	起点：香川県高松市福岡町／終点：香川県高松市檀紙町

都市計画対象道路の構造の概要

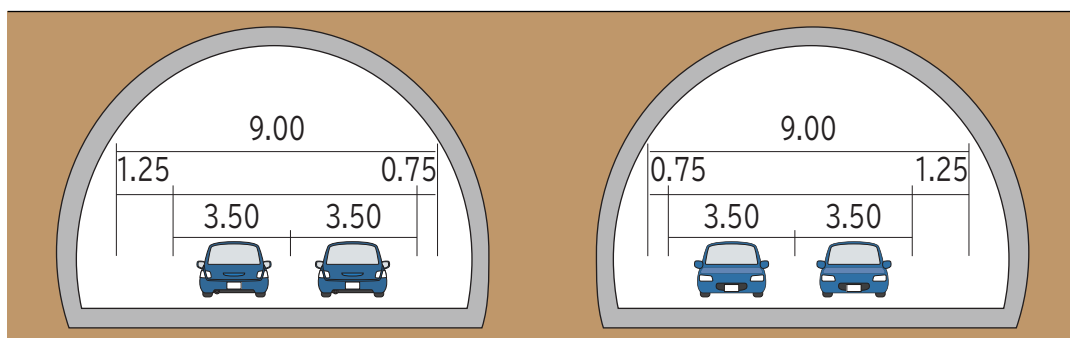
【盛土構造の例】
第2種第1級のみ



【橋梁構造の例】
第2種第1級
(第2種第2級)



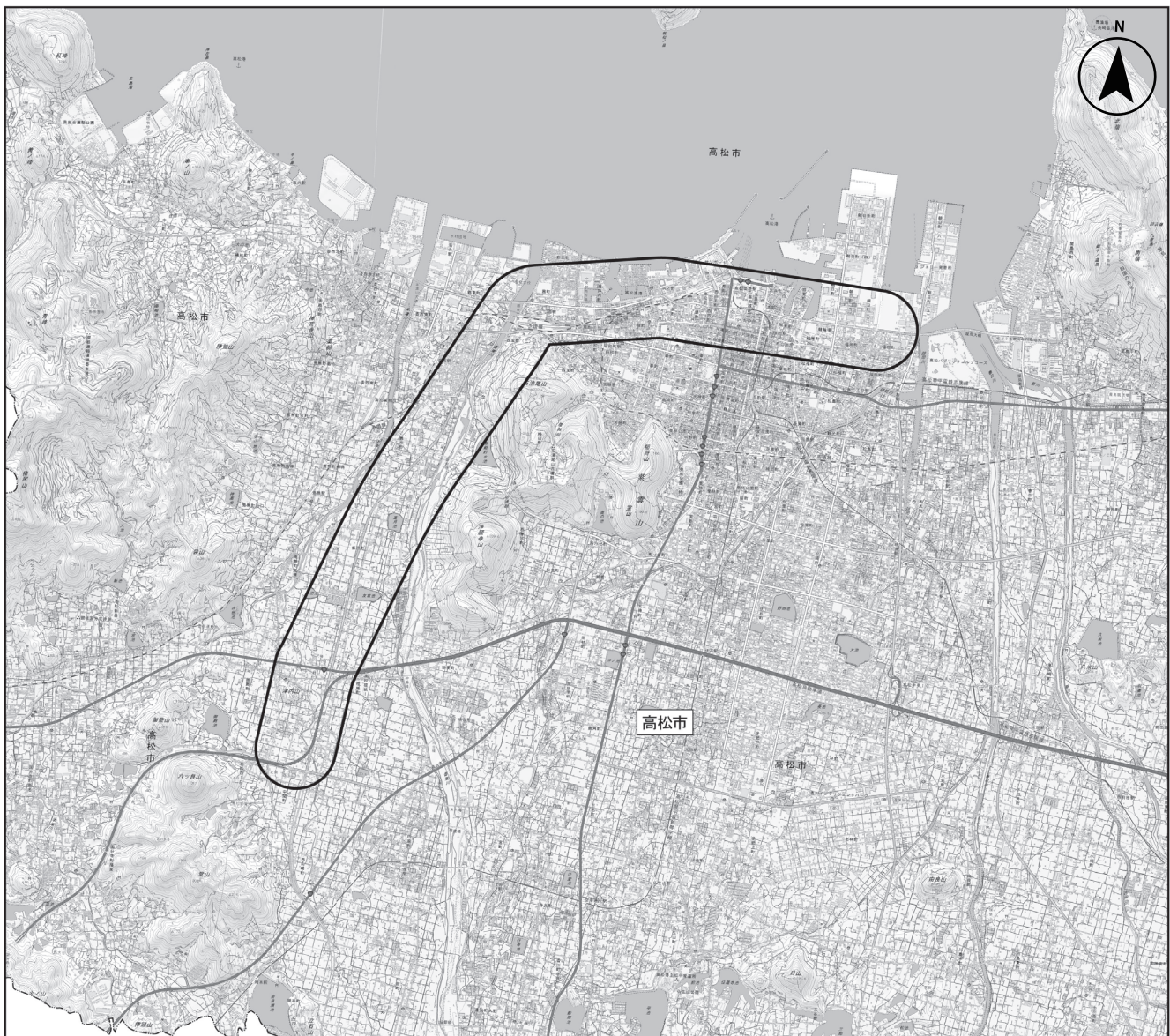
【トンネル構造の例】
第2種第1級のみ



注：一般的な構造の例です。

事業の規模	延長約10km
道路の車線の数	4車線
道路の設計速度	60km/h(第2種第2級区間)、80km/h(第2種第1級区間)
構造の概要	地表式(盛土構造、切土構造)、嵩上式(盛土構造、橋梁構造)、地下式(トンネル構造)を予定

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲(調査区域)位置図



凡例

都市計画対象道路事業実施区域



基盤地図情報(国土地理院)を加工して作成

注1: 「都市計画対象道路事業実施区域」とは、本事業の実施により、土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築がありうる範囲であり、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置が想定される概ねの範囲を含みます。なお、都市計画対象道路事業実施区域は方法書の作成の時点において、本事業の実施が見込まれる区域であり、変更の余地のないものとして決定したものではありません。

注2: 本図面の範囲を「都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲」(以下、調査区域)といいます。

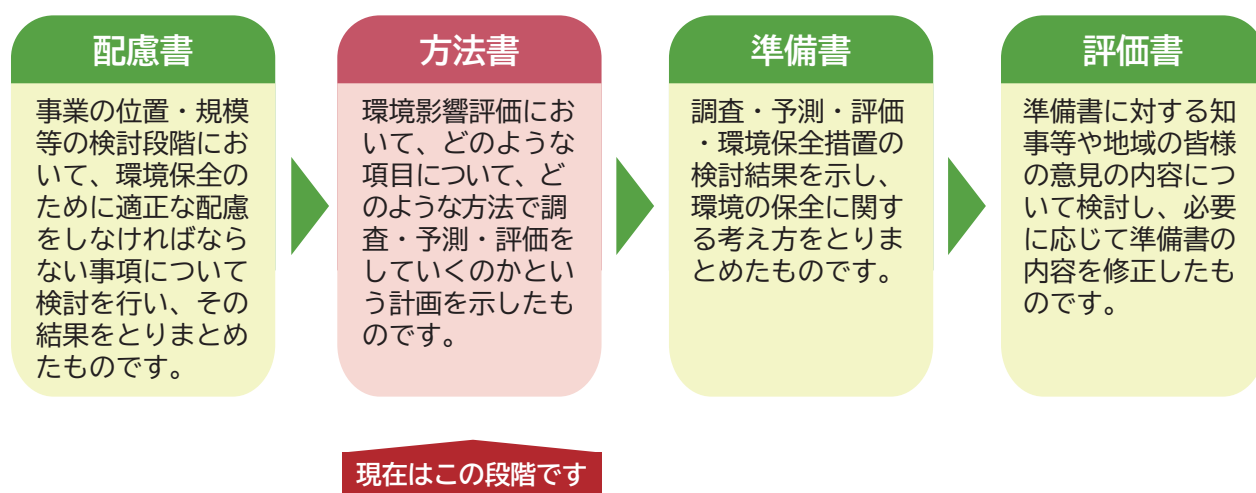
2 環境影響評価方法書の手続きとは

◆環境影響評価（環境アセスメント）とは

環境影響評価は、事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らがあらかじめ調査・予測・評価を行い、その結果を公表して地域の皆様等や、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていく制度です。

一定の規模以上の事業は、法律や条例により、事業者に対して環境影響評価の実施が義務付けられています。このうち、対象事業が都市計画に定められる場合は、事業者に代わって都市計画決定権者（本事業では香川県）が、都市計画を定める手続きと併せて環境影響評価の手続きを行います。

環境影響評価に関する図書



◆環境影響評価と都市計画の手続きの流れ

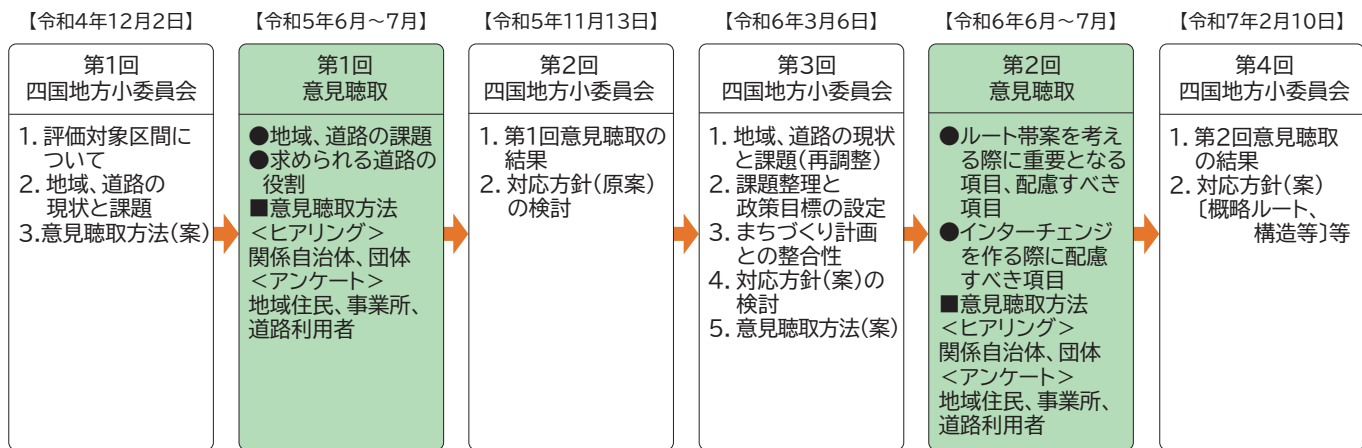
本事業では、事業予定者（概略計画の検討を実施した主体：本事業では、国土交通省 四国地方整備局）が、令和4年度から実施した計画段階評価の手続きにおいて、住民や企業へのアンケート調査や、関係する地方公共団体の長からの意見、四国地方小委員会^{※1}での有識者の意見等を踏まえ、複数の案の比較評価を行うとともに、事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証しました。

また、本事業による環境への影響については、計画段階評価での検討に加え、令和7年5月に「計画段階環境配慮書」（以下、配慮書）の手続きを開始し、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討しました。配慮書手続きの完了後、総合的に検討の上、令和7年9月に複数案のうち、「A案 全線バイパス案」^{※2}を対応方針として決定しました。

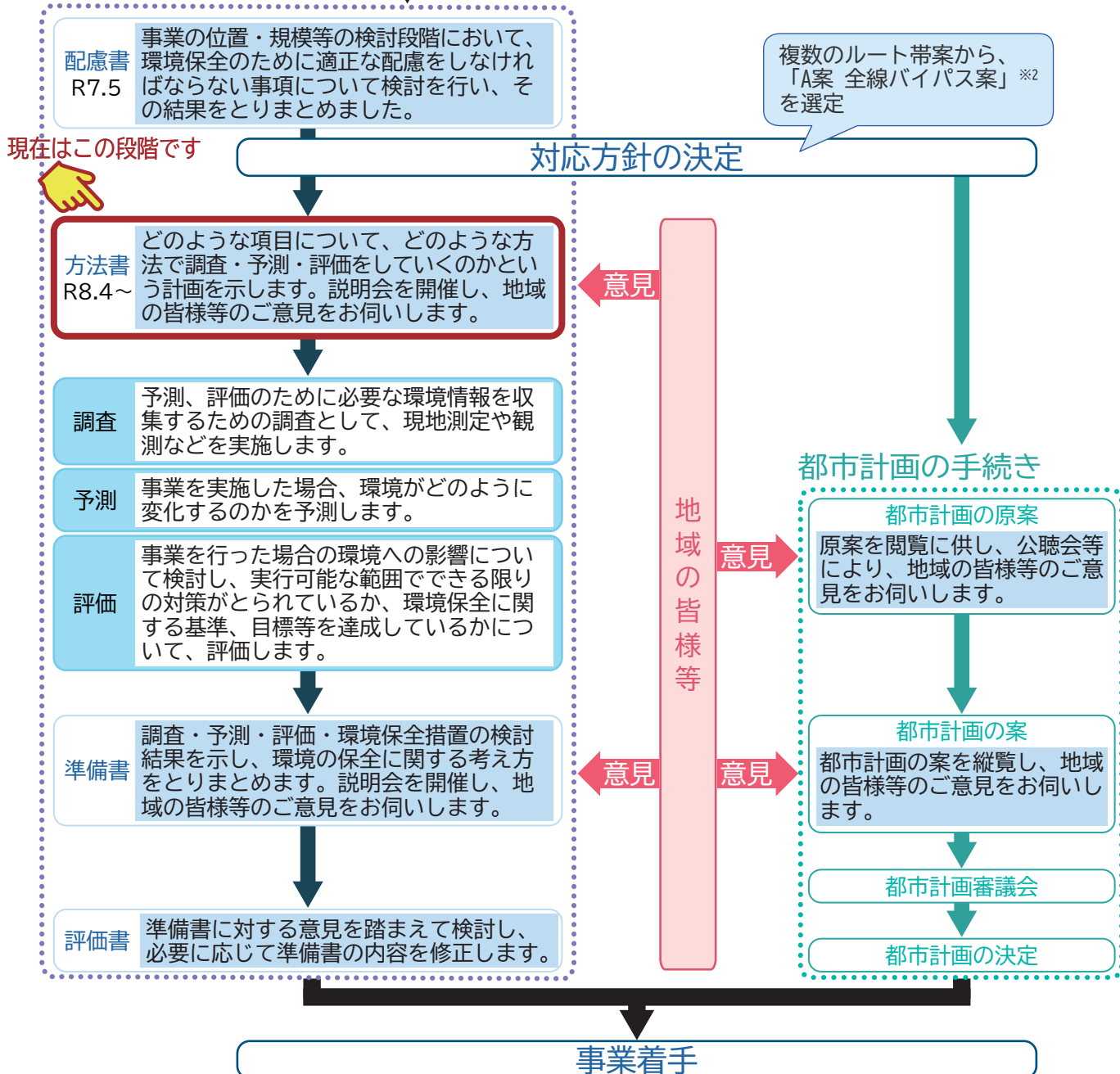
今後、環境影響評価手続きとして、地域の皆様等からの意見も踏まえて決定した方法で調査・予測・評価を行うとともに、都市計画手続きとして、ルートの方案を作成します。

※1 四国地方小委員会：社会資本整備審議会 道路分科会 四国地方小委員会

※2 「A案 全線バイパス案」のルート帯は前頁に記載の都市計画対象道路事業実施区域と同様です。



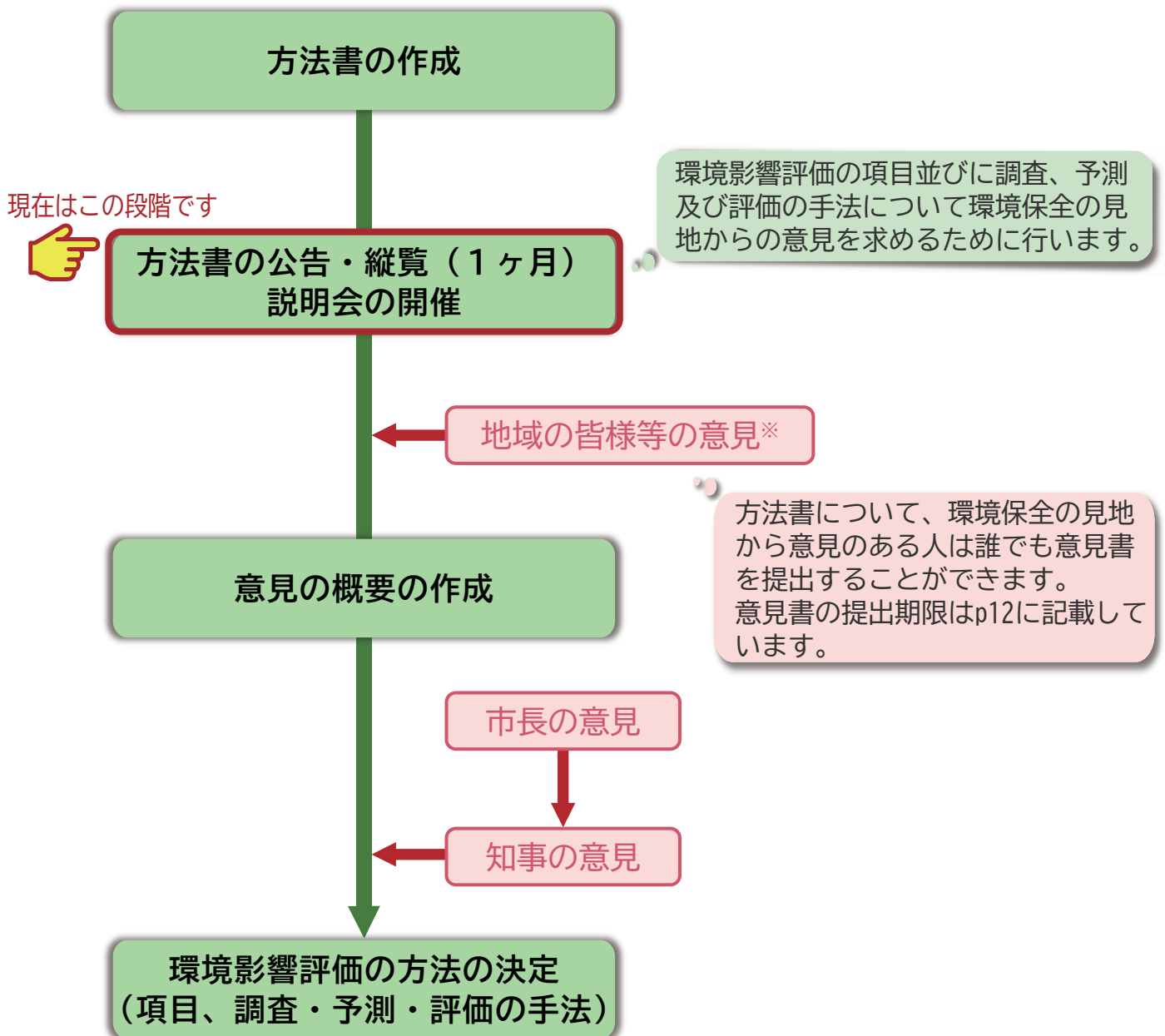
環境影響評価の手続き



◆環境影響評価方法書の手続きとは

方法書は、配慮書に対する地域の皆様等や香川県知事、高松市長、国土交通大臣等からの意見などを踏まえ、事業実施による環境影響（大気質や騒音、動物や植物など）を想定した上で、これから実施する環境影響評価において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価を行うかを取りまとめたもので、地域の皆様等の意見を踏まえ、環境影響評価の方法を決定します。

環境影響評価の方法の決定までの流れ



※ 地域の皆様等の意見の提出期間は、公告の日から縦覧期間満了翌日より2週間後までです。（p12参照）

3 高松環状道路(福岡町～檀紙町)

環境影響評価方法書の概要

◆都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況(地域特性)

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を検討するにあたって、調査区域の概況を既存資料に基づき把握しました。

自然的状況	大気環境	大気質	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が5地点で測定されており、すべての地点で環境基準を達成しています。
		騒音	道路交通騒音が30地点で測定されており、29地点で環境基準を達成しています。一般環境騒音の測定に関する公表資料はありません。
		振動	道路交通振動の測定に関する公表資料はありません。
	水環境	河川では、浮遊物質量(SS)が10地点で測定されており、すべての地点で環境基準を達成しています。	
	地形及び地質	重要な地形及び地質として、屋島、熔岩台地、適潤性火山系暗赤色土等の7箇所が分布しています。	
	動物	調査区域において生息記録のある重要な動物種として317種があげられます。このうち確認位置が特定できた重要な動物種としてはミナミメダカ等が存在します。なお、調査区域には注目すべき生息地として「生物多様性の観点から重要度の高い湿地(東讃部および中讃部の水田・ため池群)」があります。	
	植物	調査区域において生育記録のある重要な植物種として183種があげられます。このうち確認位置が特定できた重要な植物種としてはハガクレカナワラビ等が存在します。また、重要な植物群落が2箇所、天然記念物が7箇所、巨樹・巨木林が11種類、自然記念物が4箇所、保存木が2箇所あります。	
	生態系	調査区域における地域を特徴づける生態系としては、「山地・丘陵地の樹林を中心とする生態系」、「低地の水田を中心とする生態系」、「水域の河川、河口域を中心とする生態系」の3つが存在すると考えられます。	
	景観	主要な眺望点として遊鶴亭、サンポート高松等の19箇所、景観資源として屋島、栗林公園等の25箇所があります。	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場として玉藻公園、屋島サイクリングコース等の35箇所があります。		
社会的状況	土地利用	高松市における地目は、山林の占める割合が最も高く、次いで宅地、田、畑となっています。	
	交通	高速自動車国道として高松自動車道が、一般国道として一般国道11号等が、主要地方道として高松王越坂出線等があります。	
	学校、病院等	環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、小学校37校、中学校20校、高等学校14校、大学・短期大学7校、特別支援学校4校、高等専門学校・専修学校・各種学校23校、認定こども園29箇所、幼稚園33箇所、保育所118箇所、病院29箇所、図書館4箇所、社会福祉施設が多数存在します。	
	法令等	「都市計画法」に基づき、高松市内市街地を中心として用途地域が指定されています。 「自然公園法」により指定された国立公園として、瀬戸内海国立公園があります。 「景観法」に基づき、高松市では「高松市景観計画」が策定されており、調査区域には高松市景観計画で定められた景観形成重点地区が存在します。	

◆環境影響評価の項目

環境影響評価を行う項目は、「国土交通省令」、「道路環境影響評価の技術手法」、「香川県環境影響評価技術指針」を参考として、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等の技術的助言を踏まえて選定しました。

●：環境影響評価を行う項目

環境要素の区分		影響要因の区分			工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用		
		建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工用道路等の設置	水底の掘削等	道路(地表式又は掘削式)の存在	道路(高上式)の存在	自動車の走行		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質									●
			粉じん等	●	●							
		騒音	騒音	●	●							●
		振動	振動	●	●							●
			低周波音	低周波音								●
水環境	水質	水の濁り			●		●					
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				●		●			
		その他の環境要素	日照阻害							●		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地	●			●			●		
	植物		重要な種及び群落				●			●		
	生態系		地域を特徴づける生態系				●			●		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観							●		
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場							●		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			●						

◆環境影響評価の調査・予測・評価の手法

環境影響評価の調査・予測・評価の手法は、「国土交通省令」、「道路環境影響評価の技術手法」、
「香川県環境影響評価技術指針」及び専門家等の技術的助言を踏まえて選定しました。

●調査・予測の手法

環境要素	調査すべき情報	調査の手法	予測の手法
大気質 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質)	大気質の濃度の状況、 気象(風向・風速)の状況	既存資料調査及び現地調査(「大気汚染に係る環境基準について」等に規定される測定方法、「地上気象観測指針」に基づく方法)	・ブルーム式及びパフ式の拡散式により、大気質の濃度の年平均値を予測
大気質 (粉じん等)	気象(風向・風速)の状況	既存資料調査及び現地調査(「地上気象観測指針について」に基づく方法)	・事例の引用又は解析により得られた経験式により、季節別降下ばいじん量を予測
騒音	騒音の状況、 地表面・沿道の状況	既存資料調査及び現地調査(「騒音に係る環境基準について」等に規定される測定方法、現地踏査による目視)	・日本音響学会の予測モデル等により、騒音レベルを予測
振動	振動の状況、 地盤の状況	既存資料調査及び現地調査(「振動規制法施行規則」に規定される測定方法、現地踏査による目視及び大型車単独走行時の地盤振動を周波数分析して求める方法)	・事例の引用又は解析により得られた式、振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式により、振動レベルを予測
低周波音	住居等の位置	既存資料調査及び現地調査(現地踏査による目視)	・既存調査結果により導かれた予測式により、低周波音圧レベルを予測
水質 (水の濁り)	水質の状況、 水象の状況、 水底の土砂の状況	既存資料調査及び現地調査(「水質汚濁に係る環境基準について」に規定される測定方法、「水質調査方法」等に規定される測定方法、「日本産業規格A1204」に基づく方法)	・類似事例を用いて推定する方法、もしくは計算による方法により、水の濁りの程度を予測
地形及び地質	地形及び地質の概況、 重要な地形及び地質の 分布、状態及び特性	既存資料調査及び現地調査(現地踏査による目視)	・事例の引用又は解析による手法により予測
日照障害	土地利用の状況、 地形の状況	既存資料調査及び現地調査(現地踏査による目視)	・太陽高度・方位及び高架構造物等の方位・高さ等を用いた式を用い、等時間の日影線を描いた日影図を作成することにより予測
動物	動物相の状況、 重要な種等の状況	既存資料調査及び現地調査(個体や痕跡等の目視、鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法)	・重要な種の生息地及び注目すべき生息地が消失・縮小する区間及び重要な種等の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握 ・重要な種等の生息地及び注目すべき生息地の消失・縮小の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測
植物	植物相及び植生の状況、 重要な種及び群落の状 況	既存資料調査及び現地調査(個体の目視、必要に応じ個体の採取による方法、植物社会学的調査による方法)	・重要な種及び群落の生育地が消失・縮小する区間並びにその程度を把握 ・重要な種及び群落の生育地及び注目すべき生育地の消失・縮小の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測
生態系	動植物その他の自然環 境に係る概況、 地域を特徴づける生態 系の注目種・群集の状況	「動物」及び「植物」と同様	・生息・生育基盤が消失・縮小する区間及び移動経路が分断される区間並びにその程度を把握 ・注目種・群集の生息・生育状況の変化及びそれに伴う地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物の関係を踏まえ、科学的な知見や類似事例を参考に予測
景観	主要な眺望点の状況、 景観資源の状況、 主要な眺望景観の状況	既存資料調査、聞き取り調査及び現地調査(写真撮影等により視覚的に把握)	・図上解析することにより、変更の位置、程度を把握 ・フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により眺望景観の変化の程度を把握、物理的指標を用い、眺望景観の変化の程度が人間に与える影響を整理
人と自然との 触れ合いの活動 の場	人と自然との触れ合いの 活動の場の概況、 主要な人と自然との触れ 合いの活動の場の分布、 利用の状況及び利用環 境の状況	既存資料調査、聞き取り調査及び現地調査(写真撮影等により視覚的に把握)	・図上解析することにより、主要な人と自然との触れ合いの活動の場及びそれを取り巻く自然資源の変更の位置、面積や延長等を把握 ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分断の有無等の利用性の変化、到達時間・距離の変化、認識される近傍の風景の変化が生じる位置・程度を把握することにより予測
廃棄物等	廃棄物等に係る関係法 令等の状況、廃棄物等の 処理施設等の立地状況、 廃棄物等の再利用・処分 技術の現況	既存資料調査等	・廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測 ・実行可能な再利用・適正処分の方策を検討

●評価の手法

評価の手法	
回避又は低減に係る評価	本事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価します。
基準又は目標との整合性の 検討	国又は関係する地方公共団体の基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。

4 方法書の縦覧及び意見書の提出

◆環境影響評価方法書の縦覧について

●縦覧期間

令和8年4月7日（火曜日）から5月7日（木曜日）まで
（県ホームページでは、縦覧期間後も継続して公開します。）

●縦覧場所及び縦覧時間

県都市計画課、環境政策課、高松市道路整備課
8時30分から17時15分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

県HP（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/toshikei/jigyo/tkkanjyou.html>）
期間中の土日祝日を含み、終日閲覧が可能です。



方法書はこちら

◆意見書の提出について

本方法書について環境の保全の見地から意見のある方は、意見書を提出することができます。

●記載事項

様式は任意ですが、下記を必ず記載してください。

- ・氏名および住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- ・意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載して下さい。）

様式の例は県HPからダウンロードするか、上記の縦覧場所でも入手できます。

●提出期限

令和8年4月7日（火曜日）から5月21日（木曜日）まで（当日消印有効）

●提出先

県都市計画課に持参、郵送、または香川県電子申請・届出システムにより提出してください。

香川県電子申請・届出システム

（https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12284）



意見書提出はこちら

香川県土木部都市計画課 香川県高松市番町四丁目1番10号（電話：087-832-3557）

令和8年4月